

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

坂祝町居宅介護支援事業所
(岐阜県指定 第2171300458号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご家族等のご希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者およびそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域および営業時間	2
4. 職員の体制	2・3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～5
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	5・6
8. 事故発生時の対応	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩153番地の1
- (3) 電話番号 0574-26-8974
- (4) FAX番号 0574-26-8974
- (5) 代表者氏名 会長 石原 好弘
- (6) 設立年月日 平成5年9月21日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要支援、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 坂祝町居宅介護支援事業所（平成12年4月3日指定）
- (4) 事業所の所在地 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩153番地1
- (5) 電話番号 0574-27-1225
- (6) FAX番号 0574-48-8013
- (7) 管理者氏名 有賀 智子
- (8) 事業所の運営方針 ご利用者が要支援、要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な居宅介護支援を行います。
- (9) 開設年月日 平成12年4月1日

3. 事業実施地域および営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 坂祝町全域
- (2) 営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日（12月30日から1月3日までを除く）
受付時間	月～土 8時15分～17時15分
サービス提供時間帯	月～土 8時15分～17時15分

※電話等により、24時間、365日、常時連絡が可能な体制を整えています。

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	職 務 の 内 容
1. 管 理 者	1 (主任介護支援 専門員と兼務)		従事者の管理および業務 の管理。指定居宅介護支援 の提供
2. 主任介護支援専門員	1	1	介護支援専門員に対する助言お および指導。指定居宅介護支援 事業の提供
3. 介護支援専門員	1		指定居宅介護支援事業 の提供

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

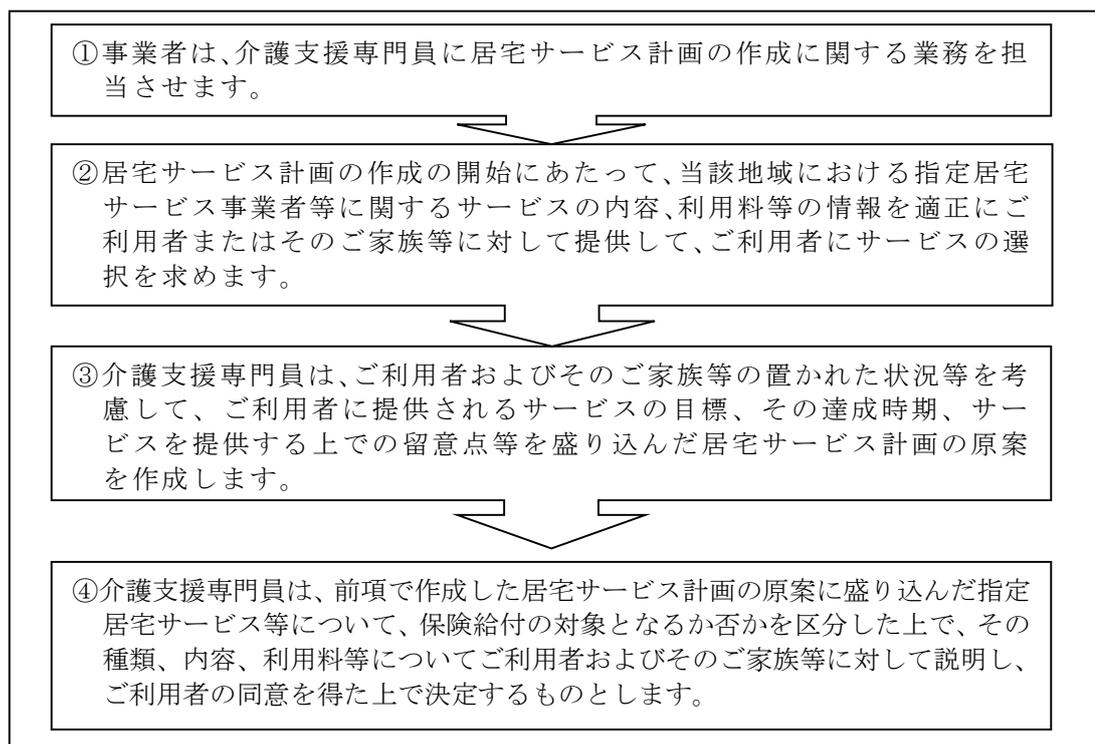
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービスおよびその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者ならびにそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者およびその家族等の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、ご利用者と事業者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合またはご利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらの要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

- ・通院介助
- ・救急車への同乗等、緊急時の対応
- ・入退院時の手続きや生活用品調達等の支援
- ・家事の代行業務
- ・身体介護
- ・金銭、服薬管理
- ・介護保険以外の行政の手続き 等

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

ただし、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料

金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

要支援1・2
4,720円

要介護1・2	要介護3～5
10,860円	14,110円

※以下の加算に該当されるご利用者には、下記料金が加算されます。

- ・初回加算 3,000円
- ・特定事業所加算(Ⅲ) 3,230円
- ・入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,500円 (Ⅱ) 2,000円
- ・退院・退所加算(Ⅰ)イ 4,500円 (Ⅰ)ロ 6,000円
(Ⅱ)イ 6,000円 (Ⅱ)ロ 7,500円
(Ⅲ) 9,000円
- ・通院時情報連携加算 500円
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円
 - ・ターミナルケアマネジメント加算 4,000円
 - ・特定事業所医療介護連携加算 1,250円

(2) 交通費(契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費(10kmにつき100円)をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払いください。

指定金融機関	めぐみの農業協同組合 坂祝支店
口座名義人	福)坂祝町社会福祉協議会 会長 石原 好弘
預金種別	普通
口座番号	9207503

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[氏名] 有賀 智子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8：30～17：15

○第三者委員

山本 秀司氏（坂祝歯科医院院長） 0574-25-6677

武山 ひとみ氏（人権擁護委員） 0574-26-2968

(2) 行政機関その他苦情受付機関

坂祝町役場福祉課介護保険係	所在地	岐阜県加茂郡坂祝町取組46-18
	電話番号	0574-26-7111
	F A X	0574-27-1808
	受付時間	8：30～17：15
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号
	電話番号	058-273-1111
	F A X	058-277-0431
	受付時間	8：30～17：15
岐阜県運営適正化委員会	所在地	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号
	電話番号	058-278-5136
	F A X	058-278-5137
	受付時間	9：00～17：00

8. 事故発生時の対応について（契約書第18条参照）

事業者がサービス提供に際して事故が発生した場合は、家族や医師、町への連絡等の措置を適切に行います。なお事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 坂祝町居宅介護支援事業所

説明者 職 氏 名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

私は、サービス担当者会議等において、自己に対する介護サービス提供に必要な範囲で自己の個人情報を用いることに同意しました。

利用者 住 所 岐阜県加茂郡坂祝町
氏 名 印

署名代行者

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は本人の契約意思を確認しました。

住 所
氏 名 印

(続柄：)

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 居宅サービス計画の決定（契約書第3条参照）

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、介護サービス情報公表制度において、前6か月の作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、同一事業者によって提供されたものの割合を公表します。※別紙参照

2. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご利用者から申し出があった場合には、ご利用者に対し、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご利用者およびその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・サービス担当者会議など、利用者に係る他の居宅サービス事業者等との連携を図るなどの正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を用いることができます。

3. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ご利用者が在宅復帰を希望されない施設入所となった場合

- ④事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

（１）ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 2 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員等が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員等が故意または過失によりご利用者もしくはその家族等の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

個人情報利用目的

坂祝町居宅介護支援事業所では、お客様の尊厳を守り、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおりとします。

【利用目的】

お客様の介護保険サービス及びその他の福祉保健サービス等の利用促進、適切かつ円滑な運営を図ることを目的とします。またサービス担当者会議など、お客様に係る他の介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報を用いられる方の事前の同意を文章で得た上で、お客様又はそのご家族様等の個人情報を用いらさせていただきます。

【個人情報の種類】

- ・ 利用者台帳
- ・ アセスメント票
- ・ 居宅サービス計画書
- ・ 給付管理票
- ・ 利用者一覧表
- ・ 主治医の意見書（写）
- ・ 要介護・要支援認定調査票（写）
- ・ 介護保険証（写）
- ・ 契約書、重要事項説明書 等

【その他の情報の取り扱いについて】

上記の情報の取得やその他の機会において、お客様から相談を受けた事項は、ご本人の同意のない限りは、担当者以外に伝えることはありません。